

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度

制度の概要

運用状況(R5.7.1現在)

連携協約

地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。

○締結件数:467件
○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約:348件(74.5%)、その他:119件(25.5%)

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

○設置件数:227件
○主な事務:消防59件(26.0%)、救急26件(11.5%)、広域行政計画22件(9.7%)

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

○設置件数:445件
○主な事務:介護区分認定審査128件(28.8%)、公平委員会106件(23.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

○委託件数:6,815件
○主な事務:住民票の写し等の交付1,338件(19.6%)、公平委員会1,167件(17.1%)、競艇864件(12.7%)

事務の代替執行

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。

○代替執行件数:3件
○上水道に関する事務:1件、簡易水道に関する事務1件、公害防止に関する事務:1件

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

○設置件数:1,392件
○主な事務:ごみ処理387件(27.8%)、し尿処理304件(21.8%)、消防・救急各267件(19.2%)

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

○設置件数:117件
○主な事務:後期高齢者医療52件(44.4%)、介護区分認定審査45件(38.5%)、障害区分認定審査30件(25.6%)

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。

(注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

法人の設立を要しない簡便な仕組み

別法人の設立を要する仕組み

連携協約の制度概要

① 根拠法令

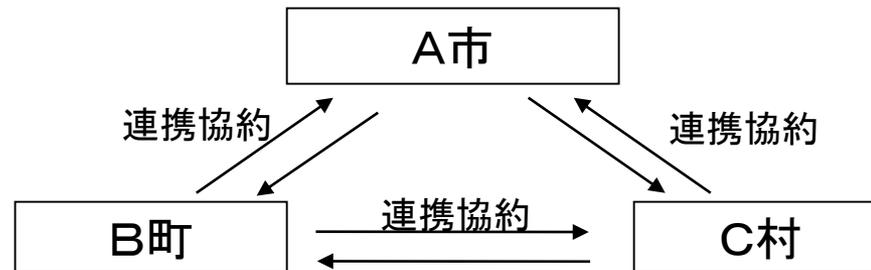
地方自治法第252条の2

② 制度の概要

連携協約は、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度である。

連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようしなければならない。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。

連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができる。



③ 制度活用実績

(令和5年7月1日現在)

締結件数 467件

うち、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約 348件(74.5%)、その他 119件(25.5%)

協議会の制度概要

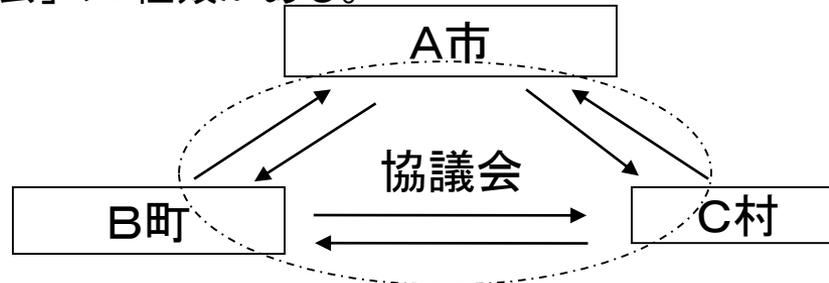
① 根拠法令

地方自治法第252条の2の2～第252条の6

② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。



※ 地方自治法第252条の6の2に予告脱退についての規定がある。

③ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

④ 制度活用実績

(令和5年7月1日現在)

設置件数 227件

主な事務 消防59件(26.0%)、救急26件(11.5%)、広域行政計画等22件(9.7%)

筑後地域消防通信指令事務協議会(福岡県)、他

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会、他

帯広圏地方拠点都市地域協議会(北海道)、他

※ 協議会の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

機関等の共同設置の制度概要

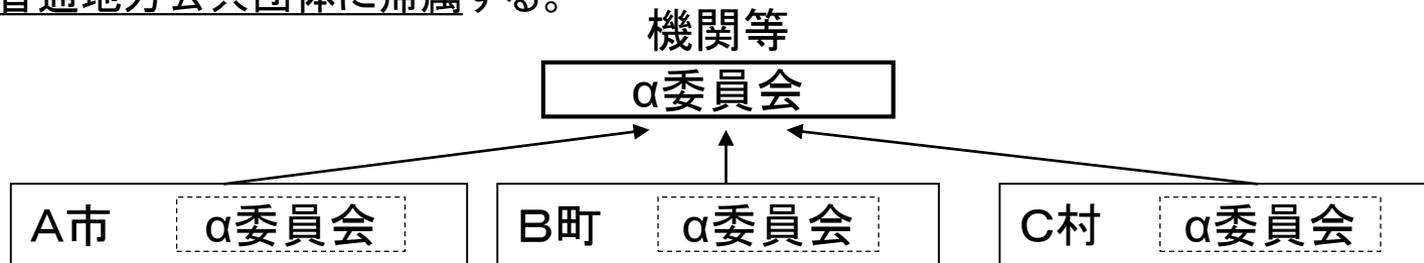
① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



※ 地方自治法第257条の7の2に予告脱退についての規定がある。

③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、「規約で定める普通地方公共団体」の歳入歳出予算に計上して支出する。

④ 制度活用実績

(令和5年7月1日現在)

設置件数 445件

主な事務 介護区分認定審査128件(28.8%)、公平委員会106件(23.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)

北上地区介護認定審査会(岩手県)、他

東京都市公平委員会(東京都)、他

長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会(新潟県)、他

※ 機関等の共同設置の事務件数は、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

事務の委託の制度概要

① 根拠法令

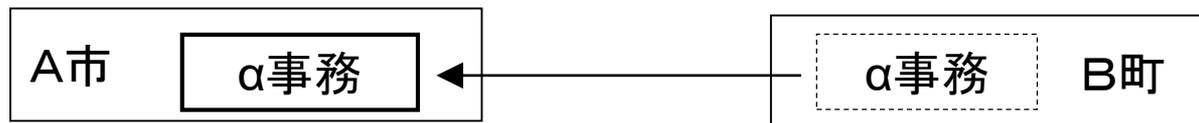
地方自治法第252条の14～第252条の16

② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。



※ 住民基本台帳の作成に関する事務や戸籍に関する事務のように、法律により市町村のみが処理できるものとされているような事務を都道府県に委託することはふさわしくない。

市町村のみが設置義務を負っている小中学校に関する事務を都道府県に委託することは可能である。

③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて委託をした普通地方公共団体は受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、受託した普通地方公共団体は委託事務に要する経費を予算に計上して執行する。

④ 制度活用実績

(令和5年7月1日現在)

委託件数 6,815件

主な事務 住民票の写し等の交付1,338件(19.6%)、公平委員会1,167件(17.1%)、競艇864件(12.7%)

事務の代替執行の制度概要

① 根拠法令

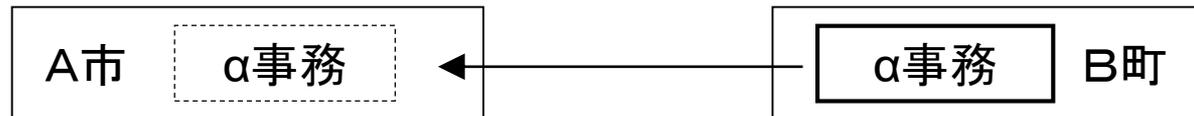
地方自治法第252条の16の2～第252条の16の4

② 制度の概要

事務の代替執行は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体に行わせる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を代替執行させる。

普通地方公共団体が他の普通地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴わない。



③ 財源

代替執行事務に要する経費は、すべて、事務を任せた普通地方公共団体が事務の代替執行をする普通地方公共団体に対する負担金として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

④ 制度活用実績

(令和5年7月1日現在)

代替執行件数 3件

上水道に関する事務 1件(宗像地区事務組合⇒北九州市)、簡易水道に関する事務 1件(天龍村⇒長野県)

公害防止に関する事務 1件(大崎上島町⇒広島県)

一部事務組合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第284条～第291条

④ 設置数 ※R5. 7. 1現在

1, 392件(構成団体:延べ9, 262団体)

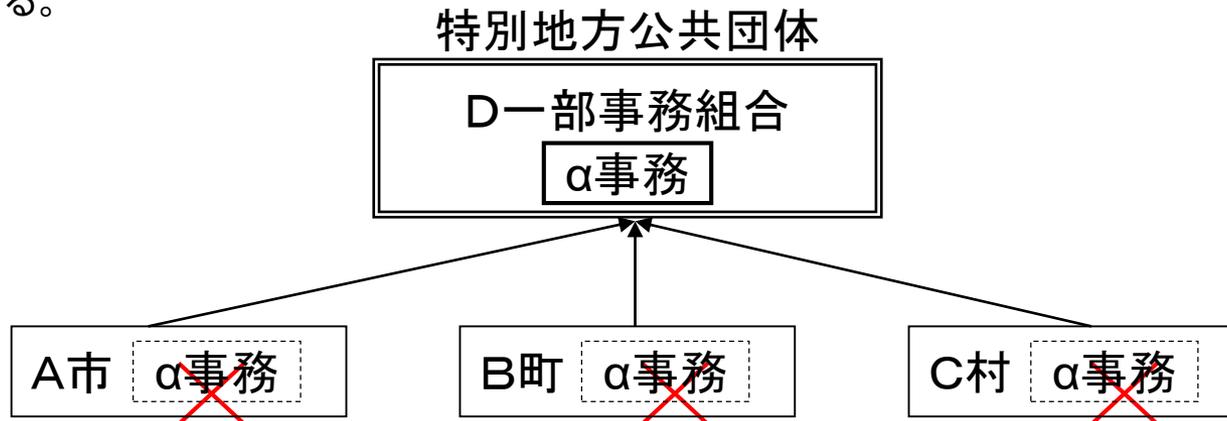
主な事務: ごみ処理387件(27.8%)、し尿処理304件(21.8%)
消防・救急各267件(19.2%)

※ 一部事務組合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

② 制度の概要

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。(地方公営企業の事務を共同処理するものを「企業団」という。)

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



※ 地方自治法第286条の2に予告脱退についての規定がある。

③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

広域連合の制度概要

① 根拠法令

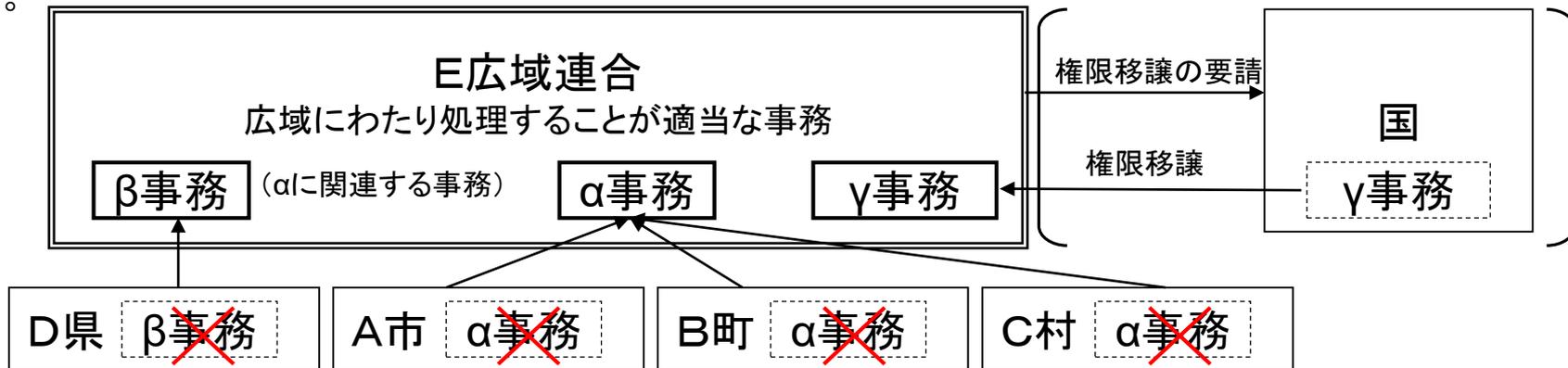
地方自治法第284条、第285条の2、
第291条の2～第291の13

② 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合と比較し、国、都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

④ 設置数 ※R5. 7. 1現在

117件(構成団体:延べ2, 375団体)
主な事務: 後期高齢者医療52件(44. 4%)、介護区分認定
審査45件(38. 5%)、障害区分認定審査30件
(25. 6%)

※ 広域連合の事務件数は、複数の事務を行っている場合は事務ごとに
件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

一部事務組合と広域連合の主な相違点

区 分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・同左
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、広域計画実施のために必要な連絡調整を図り、事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設置。
処理する事務	・構成団体に共通する事務 ・複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない。	・広域にわたり処理することが適当である事務 ・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない。
国等からの事務移譲等	-	・国又は都道府県は、その行政機関の長(都道府県についてはその執行機関)の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。 ・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に(その他の広域連合は都道府県に)、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部(その他の広域連合の場合は都道府県の事務の一部)を当該広域連合が処理することとできるよう要請することができる。
構成団体との関係等	-	・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。 ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。 ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。
設置の手續	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	・同左(ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議)
直接請求	・法律に特段の規定はない。	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組 織	・議会—管理者(執行機関) ・複合的一部事務組合にあっては、管理者に代えて理事会の設置が可能 ・公平委員会、監査委員は必置	・議会—長又は理事会(執行機関) ・公平委員会、監査委員、選挙管理委員会は必置
議員等の選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。